

人材育成推進員等設置要綱

(人材育成推進員等の設置)

第1 研修をはじめとした人材育成諸方策の推進を図り、その実効を担保するため、人材育成推進員及び総括人材育成推進員を置く。

2 人材育成推進員は、本庁にあっては総務担当グループマネージャー又はこれに相当する職にある者、出先機関にあっては次長又はこれに相当する職にある者をもって充てる。ただし、これらの職が置かれていない所属にあっては、所属長をもって充てる。

3 総括人材育成推進員は、主管課（部局の筆頭課をいう。ただし、総務部にあっては人事課とする。）の人事担当グループマネージャーをもって充てる。

(職務)

第2 人材育成推進員は、所属における次の事項を行うものとする。

- (1) 職場研修及び部局研修の推進に関する事。
- (2) 研修に参加しやすい職場環境の醸成等に関する事。
- (3) 職員の人材育成のために実施される各種方策の推進に関する事。
- (4) 人材育成方策の実効性を確保するための改善点等の提案に関する事。

2 総括人材育成推進員は、所属における次の事項を行うものとする。

- (1) 職場研修及び部局研修の推進に関する事。
- (2) 職員の人材育成のために実施される各種方策の推進に関する事。
- (3) 人材育成推進員からの改善提案等の処理に関する事。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。